

選挙 投票日です

みんなそろって投票しましょう



不在者投票

病院や老人ホームに入院・入所や他市町村に滞在中など、一定の事由により選挙期日に投票所へ行けない人は、選挙期日前に滞在地の選挙管理委員会、入院・入所中の病院や老人ホーム（指定病院等に限る）などで事前に投票することができます。

また、選挙期日現在で選挙権を有している20歳未満の人が、20歳到達前に投票する場合も、不在者投票手続きにより投票を行うことができます。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある人など（法律の定めに従う人）は郵便で投票できます。選挙期日の4日前（4月22日）までに「郵便等投票証明書」を提示して、所定の請求書により投票用紙等の請求を行います。

この制度を利用される場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、交付手続きなど詳細についてお早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理投票

体が不自由など、自分で字が書けない人のために「代理投票」という制度があります。

これは、投票所で投票管理者に申し出れば、法律で定められた者（投票所の係員）が代筆するというものです。「誰に投票したか」を他言することは法律で禁止されていますので、安心してお申し出ください。

点字投票

目の不自由な人で、点字で投票される場合は、投票所で投票管理者にお申し出ください。

開票

大和郡山市議会議員選挙の開票は、4月26日（日）午後9時から大和郡山市立体育館（三の丸会館）で行います。

参加者多数で会場内の混雑が予想される場合は、先着順で入場の制限を行いますので、あらかじめご了承ください。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、4月20日以降に世帯単位で封書にて郵送します。投票所へはこの入場整理券を必ずお持ちください。

万一、投票所入場整理券を紛失された場合や未着の場合でも当該選挙人名簿に登録され資格を有すれば投票できますので、その旨を投票所でお申し出ください。

一方、投票所入場整理券が届いても、当日資格のない人や本人以外の人は投票できません。

選挙公報

大和郡山市議会議員選挙の公報を選挙期日の前日までに配布します。また、各公民館等にも備え置きます。

期日前投票

投票は、原則として各投票区の投票所において行われなければなりません。例外として選挙期日に仕事や用務などがあると見込まれ、投票所に行けない人については、「期日前投票事由に該当する旨の宣誓書」を提出して期日前投票をすることができます。

《期日前投票期間》

4月20日（月）～25日（土）まで

曜日に関係なく 午前8時30分～午後8時まで

《期日前投票場所》

大和郡山市役所1階115会議室（北郡山町248-4）

※宣誓書は、投票所入場整理券の裏面にも印刷されています

問合せ

市選挙管理委員会

☎53-1151（内線461）